

国空航第 546 号  
平成 13 年 6 月 29 日  
一部改正 国空航第 997 号  
平成 14 年 12 月 24 日  
一部改正 国空航第 162 号  
平成 23 年 6 月 30 日  
一部改正 国空航第 784 号  
平成 24 年 12 月 27 日  
一部改正 国空航第 753 号  
平成 26 年 12 月 26 日  
一部改正 国空航第 2065 号  
平成 30 年 3 月 30 日

航空局安全部長

## 危険物輸送に係る教育訓練について

### 1. 目的

本通達は運航規程審査要領細則(平成 12 年 1 月 28 日空航第 78 号)に基づき、本邦航空運送事業者等の定める危険物取扱いに従事する者に対する教育訓練の方法に係る審査を行うにあたって必要な細則的事項を定めることを目的とする。

### 2. 運航規程又は運航基準等に規定する内容

#### (1) 教育訓練対象者 (以下単に「対象者」という。)

対象者は、別表(貨物(郵便及び補給品を含む。))として危険物を輸送する場合は別表 1、それ以外の場合は別表 2 とする。以下同じ。)の対象者の区分に示す職(業)種に従事しようとする者とする。

#### (2) 教育訓練の項目

対象者は、別表の対象者の区分に示す職(業)種に応じて別表に示す教育訓練項目を最低限受講することとなっていること。

#### (3) 教育訓練の実施

##### ① 有効性

教育訓練の有効期限は、③の修了試験に合格した日の翌月から 24 箇月とする。修了試験に合格した者は、有効期間に限って対象者の区分のうち修了試験に合格した区分に示す職(業)種に従事することができる。

ただし、教育訓練の有効期間の最後の 3 箇月間に新たに教育訓練の修了試験に合格した場合、新たな教育訓練の有効期限は、前回の教育訓練の有効期間が終了した月の翌月から 24 箇月間とすることができる。

##### ② 時間数

対象者が保有する危険物輸送に係る知識の状況、従事しようとする職(業)種等を勘案して適切と判断される時間数とすること。

##### ③ 修了試験

教育訓練の終了後、理解度の検証を行うため、修了試験を行い、その試験に合格しなければならないこと。

##### ④ 記録の保管及び管理等の指針

以下の事項を含む教育訓練の記録の保管及び管理等の指針が定められており、常に提示できるようになっていること。教育訓練の記録は、当該教育訓練を終了した月から少なくとも 36 箇月間保管すること。

- a) 対象者の氏名及び教育訓練の有効期間
- b) 教育訓練の修了した年月
- c) 教育訓練に使用した教材名等
- d) 教育訓練を実施した組織名称(教育訓練を委託している場合に限る)
- e) 修了試験の記録

#### (4) 教育訓練に使用する教材

対象者が従事しようとする職(業)種に応じた教育訓練項目に関する事項を含むものを活

用し、かつ、常に最新となっていること。

また、国際運航に従事しようとする対象者に対する教育訓練については、必要に応じて関係国の規則等を記載した教材を活用すること。

(5) 教育訓練に携わる教官

① 航空運送事業者等が、教育訓練を行うに十分な知識及び能力を有していることを勘案するようになっていること。

② 教官が教育訓練を行うことができる期限は、次のいずれかの期日の翌月から 24 箇月とする

a) 別表 1 の対象者の区分 2 に示す教育訓練項目について、教育訓練を行った日又は修了試験に合格した日

b) 教育訓練を行おうとする対象者の区分に応じて、当該区分の教育訓練項目について、教育訓練を行った日又は修了試験に合格した日

(6) 教育訓練の委託

① 教育訓練の一部又は全部を外部機関等に委託する場合は、当該機関が教育訓練機関として適切であると判断する理由が記載されていること。また、受託者が次の各号の要件を満たすことが必要であること、さらに、教育訓練の策定及び実施の責任は、最終的には委託者に帰するものであることに留意されていること。

a) 教育訓練を適切に実施するため、教育訓練項目、教材及び教官等についての十分な教育訓練体制を整備している者であって、かつ、教育訓練を受託した場合に、委託者が実施する場合と同等又はそれ以上の成果が達成可能と認められる者

b) 原則として、危険物輸送に係る教育訓練と類似の教育についての実績を有する者

② 外国の基地等において、別表の対象者の区分に示す職(業)種の業務を外国の外部機関等に委託する場合の当該外部機関等の職員等への教育訓練については、受託者が国際民間航空条約の締約国に属しており、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれを補足する技術指針に準拠した内容の教育訓練を受託者の職員等に対して行っている場合は、当該受託者の教育訓練に係る計画等を訓練計画とみなすことができる。

「別表 1」

対象者の区分 教育訓練項目	1	2	3	4	5	6	7	8
一般原則	○	○	○	○	○	○	○	○
制限事項	○	○	○	○	○	○	○	○
荷送人への一般要件	○	○						
危険物の分類	○	○						○
危険物リスト	○	○				○		
容器及び包装基準	○	○						
ラベリング及びマーキング	○	○	○	○	○	○	○	○
危険物の輸送書類	○	○	○					
危険物の受託手順		○						
無申告危険物の認識	○	○	○	○	○	○	○	○
危険物の保管及び搭載手順		○		○		○		
機長への通知		○		○		○		
旅客、乗務員に関する規定	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急時の措置	○	○	○	○	○	○	○	○

対象者の区分

表中の数字は下記の職(業)種を示し、○は最低限必要とする教育訓練項目を示す。

1 荷送人又は荷送人の代行業務を行う者

- 2 危険物の受託に従事する者
- 3 危険物以外の貨物（郵便及び補給品を含む。）の受託に従事する者
- 4 貨物（郵便及び補給品を含む。）及び手荷物の地上での取扱い又は搭載・取り卸しに従事する者
- 5 旅客取扱いに従事する者
- 6 運航乗務員、搭載管理業務に従事する者（目的地まで航空機に同乗する者に限る。）、搭載プランに従事する者又は危険物の取扱いに従事する運航管理者、運航管理補助者若しくは運航管理担当者
- 7 運航乗務員以外の乗務員
- 8 旅客、乗務員、貨物（郵便を含む。）又は手荷物の保安検査に従事する者

「別表2」

対象者の区分 教育訓練項目	3	4	5	6	7	8
一般原則	○	○	○	○	○	○
制限事項	○	○	○	○	○	○
危険物の分類						○
ラベリング及びマーキング	○	○	○	○	○	○
危険物の輸送書類	○					
無申告危険物の認識	○	○	○	○	○	○
旅客、乗務員に関する規定	○	○	○	○	○	○
緊急時の措置	○	○	○	○	○	○

対象者の区分

表中の数字は下記の職（業）種を示し、○は最低限必要とする教育訓練項目を示す。

- 3 危険物以外の貨物（郵便及び補給品を含む。）の受託に従事する者
- 4 貨物（郵便及び補給品を含む。）及び手荷物の地上での取扱い又は搭載・取り卸しに従事する者
- 5 旅客取扱いに従事する者
- 6 運航乗務員、搭載管理業務に従事する者（目的地まで航空機に同乗する者に限る。）、搭載プランに従事する者又は危険物の取扱いに従事する運航管理者、運航管理補助者若しくは運航管理担当者
- 7 運航乗務員以外の乗務員
- 8 旅客、乗務員、貨物（郵便を含む。）又は手荷物の保安検査に従事する者

附則（平成30年3月30日）

1. この通達は、平成30年4月1日から施行する。
2. この通達の施行の際現に承認を受けている危険物輸送に係る教育訓練計画については、なお従前の例によることができる。